

## 地方公務員の給料表等に関する専門家会合（第2回） 議 事 要 旨

1. 日時：平成21年10月14日（水） 15：00～17：00

2. 場所：総務省8階 共用801会議室

3. 出席委員（敬称略）

稲継裕昭（座長）、出雲明子、清水啓敏、鈴木一光、藤田征夫

4. 議事経過

(1) 開会

(2) 配布資料説明

事務局より配布資料の説明がなされた。

(3) 意見交換

意見交換の際に出された意見等は次のとおり。

- 公務員の給与は、一つの職務の級の賃金の幅が広いと、職務給と言えるのかという感じがする。同一資格同一賃金という考え方からすれば、重複度の高くない体系になるはずである。
- 民間の賃金体系では、2つ若しくは3つ上の等級と重複する場合はあるが、それ以上の重複は基本的には見られない。
- 民間でも、1級、2級、3級ぐらいまでは、ほとんど自動的に昇給・昇格させていくが、3等級以上からは本来の能力主義、成果主義という形の運用が多い。一方、公務員は、一つの級の号数が長いと、運用実態として必要な長さなのか。
  - 査定昇給制度の導入により、1年分の標準的な昇給幅であるそれまでの1号を4分割しているため、長く見える面がある。国家公務員の場合、1級、2級の最高号俸付近に張り付いている人は少ないが、4級ぐらいになると最高号俸に張り付いている数が多くなる傾向にある。
- 今回紹介された独自構造の給料表に関し、今後、専門家会合で議論すべき論点としてどのようなものがあるか。
  - 号数の長さについての一般的な合理性や、給与カーブの傾きについて国や民間と容易に比較可能でない中、透明性や説明責任をどのように果たしていくかといった観点がありうる。この観点は、給与総額を職員間でどのように配分するかに関係する。
- 公務員の給与は、生計費も考慮することが法律にも規定されており、生計費に関するデータとして人事院や人事委員会が標準生計費を算出しているが、公務員の給与に標準生計費はどの程度考慮されているのか。
  - 毎年の給与改定に当たって、配分等の参考としているものと承知している。
- 民間でも、人事院等の示す標準生計費を賃金決定の際に参考にしている企業がある。このようなデータは、経営側や労働組合側が作った場合、各々納得性が低いため、純官庁的な機関が作成したデータが一番使いやすい。

- 独自の給料表を作るときの直接的、間接的なきっかけのようなものはあるのか。作り方としては、一度で全く違うものになるのか、徐々に改良を重ねて違うものになっていくのか。また、何か参考にして作成しているのか。
  - 昭和 60 年に国が給与構造を変えた際に、各団体がどこまで合わせるのかという判断があって、独自給料表が増えていったのではないか。
- 主な論点として「3 独自構造の給料表」の中に「年功的な構造」とあるが、構造のみで決まるものではないので、「運用」も加えたほうがよい。

(4) 今後の進め方

事務局より次回以降のスケジュールについて説明された。

[文責 専門家会合事務局]